

2026年9月1日から

生活道路の法定速度が

30km/hに引き下げられます



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活で利用される中央線や中央分離帯のない、比較的狭い道路のことです。



なぜ30km/hに引き下げられるの？

住宅街などにある幅員の狭い生活道路の速度抑制を図り、歩行者や自転車の安全を確保することが目的です。

次の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです

！ 標識・標示により最高速度が指定されていれば、その速度が最高速度になります。

①道路標識または道路標示によって中央線や車両通行帯が設けられている一般道路



②道路の構造、または柵その他の工作物により、自動車の通行が往復方向別に分離されている一般道路



③高速道路自動車国道のうち、本線車道およびこれに接する加速車線・減速車線以外のもの

（例：料金所、一般道路と高速道路をつなぐランプなど）

④自動車専用道路



決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候などを考えて安全な速度で走りましょう。



詳細については、滋賀県警HPをご覧ください



【お問い合わせ先】

甲賀市役所生活環境課
甲賀警察署

（電話）0748-69-2143
（電話）0748-62-4155